

令和6年度第2回千葉南警察署協議会

1 開催日

令和6年9月18日（水曜日）

2 開催場所

千葉南警察署

3 出席者

・協議会委員8人 ・警察署11人

4 業務報告

管内情勢及び業務推進状況について

5 警察署からの諮問事項

なし

6 委員からの要望・意見等

（1）【質問】高齢者保護情報共有サービス「どこシル伝言板」の運用状況について、登録者数や行方不明者が発見された事例等を教えてほしい。

【回答】本件を主管する千葉市に確認したところ、千葉市緑区内における、令和6年9月1日現在での登録者数は40名と聞いております。

また、行方不明者が発見された事例については、徘徊していた高齢の方を保護した通行人が、その方の帽子に貼られていたQRコードに違和感を感じて携帯電話をかざしたところ、どこシル伝言板につながり、同居の方と連絡が取れて引き渡しできた、という事例等があると聞いております。

（2）【質問】「どこシル伝言板」の対象となるのは、高齢者に限られるのか。

【回答】市内在住の高齢者のほか、若年性認知症の方も登録することができると確認しております。

（3）【質問】認知症というのは、病院の診断書等の証明が必要なのか。

【回答】認知機能の低下により、行方不明者になる心配がある方が登録でき、診断書や公的な書類等は必要ないと確認しております。

(4) 【質問】「どこシル伝言板」について、同居の家族がいない一人暮らしの高齢者等の場合は、どのように運用しているのか。また、行方不明者を保護した場合、保護した一般人が、家族が迎えに来るまで待たなければならないのか。

【回答】登録申請については、民生委員やケアマネージャー等同居の家族以外の方でも登録申請が可能と確認しております。

また、行方不明者の衣服に貼付されているQRコードに携帯電話をかざすと事前申請した家族等のほかに役所の担当課にも通知されるため、その場を離れる場合は、その旨役所へ伝えていただき、連絡が取れない時間帯の場合は、警察へ通報していただきたいと思います。

(5) 【要望】行方不明者の保護は、保護する側にとっても勇気がいる行動であるので、積極的に保護できるようなPRについてお考えがあればご教示いただきたい。

【回答】効果的な広報について検討していきたいと思います。

(6) 【質問】青少年育成委員会としてパトロールを行う際に、条例で制限されている午後11時より前の時間であっても、帰宅を促せるような効果的な指導方法があればご教示いただきたい。

【回答】犯罪被害に遭うおそれのある子どもたちを見かけた場合は、その都度通報への御協力をいただき、警察からもその都度個別に指導させていただきたいと思います。

(7) 【質問】自治会で設置する防犯カメラについて、優先的に設置すべき場所があれば御教示いただきたい。

【回答】駅からの帰宅途中に、女性が不審者に声を掛けられるという事案が発生しており、特に同種事案の発生の多いJR鎌取駅周辺やJR土気駅南側が優先度が高いエリアと言えます。

(8) 【質問】地元の道路標識や看板の文字の視認性や設置場所が悪く、通行する上で危険に感じる箇所があるので、改善を検討していただきたい。

【回答】標識の管理者や視認性を現場確認した上で、検討させていただきます。

7 答申等に対する措置結果

なし

8 その他

移動交番車の展示を実施した。